三交整第２７００９号
平成２７年　５月制定

鹿島港第二号灯浮標
ほか１基交換工事

仕　様　書

第三管区海上保安本部

第一章　工事概要

１－１件　　名　鹿島港第二号灯浮標ほか１基交換工事

１－２工事内容

１　資材整備（交換用標体等）
（１）交換標体への資機材製作・取付
（２）鉄鎖類水中接続具の整備・取付
（３）喫水下部塗装
２　標体交換等
（１）交換用標体等積込み
（２）標体等交換
（３）引揚げ標体等積降ろし
３　資材整備（引揚げ標体）
（１）標体・鉄鎖及び沈錘の付着物除去・整備
（２）装備機器類の撤去

１－３工事場所等

１　交換場所

鹿島港第二号 灯浮標	Ｎ　３５－５８－２４（２３．６０） Ｅ１４０－４２－２３（２３．００）
鹿島港第六号 灯浮標	Ｎ　３５－５６－１５（１４．６０） Ｅ１４０－４２－１５（１５．００）

２　交換・引揚げ標体等資材整備場所
施設名称　第三管区海上保安本部　袖ヶ浦浮標基地
住　　所　〒２９９－０２６７
千葉県袖ヶ浦市中袖３０
３　袖ヶ浦浮標基地管理者
管 理 者　第三管区海上保安本部　交通部整備課
住　　所　〒２３１－８８１８
神奈川県横浜市中区北仲通５－５７横浜第二合同庁舎
電　　話　０４５-２１１－１１１８　内線（２６５７）
４　標識管理部署
管理部署　茨城海上保安部　交通課
住　　所　〒３１１－１２１４
茨城県ひたちなか市和田町３－４－１６
電　　話　０２９－２６２－４１０６

１－４工事期間　契約の翌日から平成２７年１０月３０日まで

１－５官給品及び撤去品　別表－１官給品一覧表及び別表－２撤去品一覧表による。
なお、官給品引渡及び撤去品返納場所の住所等は、１－３項による。

第二章　一般共通事項

２－１適用事項

本仕様書は、本件工事すべてに適用し、請負者は本仕様書に従い、忠実に施工する。

工事実施に際しては、設計図書に従い施工する。

２－２設計図書

設計図書とは、図面・仕様書・共通仕様書・現場説明書及び質問回答書をいう。

２－３共通仕様書

図面及び本仕様書に記載のない事項は、適用工種に応じて

「灯浮標等設置工事共通仕様書」（海上保安庁交通部整備課）

「港湾工事共通仕様書」（国土交通省港湾局編集）

「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

「建築工事標準仕様書（JASS）」（日本建築学会）

「土木工事共通仕様書」（国土交通省）

「土木学会標準仕様書」（土木学会）

「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

によるものとする。

２－４監督職員
検査職員

１　監督職員とは、工事請負契約書等に規定する監督職員をいう。

２　検査職員とは、契約書の規定に基づき工事検査を行うため、発注者が選任した者をいう。

２－５疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合、または疑義を生じた場合は、監督職員と協議する。

２－６各部の納まり等の関係による協議

各部の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難な場合は監督職員と協議する。

２－７官公署その他への手続き

施工に必要な官公署その他への手続きは、速やかに行う。

２－８現場代理人

現場代理人とは、工事請負契約書等に規定する現場代理人をいう。

現場代理人は、経歴書を監督職員に提出する。

２－９現場の安全確保・衛生管理	1　現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令に従いこれを行う。 2　現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど事故の防止に努める。 3　浮標基地内の作業に当たっては、「浮標基地安全作業心得」を遵守する。 4　同一場所で別契約の関係工事が行われる場合で、監督職員により労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講じる。 5　気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。 6　火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消化設備、防炎シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。 7　工事の施工に当たっての近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督職員へ報告する。 （1）地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。 （2）工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。 8　海上や岸壁で作業を行う場合は、作業時及び移動時に、海中転落等に十分注意するとともに、ライフジャケットの着用、救助用ロープの準備をするなど事故防止措置を講ずる。
２－10災害及び公害の防止	施工に伴う災害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、次の事項を守らなければならない。 （1）第三者に災害を及ぼしてはならない。 （2）公害の防止に努める。 （3）作業にあたっては、安全用具の着用等、災害防止に必要な措置を実施する。 また、「浮標基地安全作業心得」を遵守する。 （4）善良な管理者の注意をもってしても、災害または、公害の発生する恐れがある場合の処置については、監督職員と協議する。
２－11臨機の処置	災害または公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。
２－12工　程　表	請負者は、契約書に従って「請負代金内訳書」及び「工程表」を別に定める様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。
２－13施工計画書	監督職員の指示により、施工計画書の提出が求められたときは、速やか

	に作成し、監督職員の承諾を受ける。
２－14原寸図、加工図、見本その他	原寸図、加工図、見本その他は、必要に応じて速やかに監督職員に提出し、承諾を受ける。
２－15職方への指示	工程表、施工計画書、原寸図、加工図、見本等は、関係する職方に周知徹底する。
２－16材　　料	工事に使用する材料は、新品で日本工業規格（ＪＩＳ）に適合するものとし、監督職員の承諾を受けたものとする。 また、必要に応じて、規格証明書等を提出する。
２－17材料検査	１　監督職員の検査は、材料種別毎に行う。 ２　材料検査に伴う試験は、設計図書に定められた場合、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合は、公的試験所等、適正な場所で試験を行い、試験成績書を監督職員に提出する。
２－18施工の立会い	施工の立会いは、次の場合に行う。 （１）設計図書に定められた場合。 （２）完成検査で確認が困難な箇所等、監督職員が指示する場合。
２－19損害等を与えた場合の補償	袖ヶ浦浮標基地の施設等に損害を与えた場合は、請負者の責任により補償する。
２－20作業上での注意	１　袖ヶ浦浮標基地への立入・退出の際は、管理者（１－３　３参照）に作業内容・作業完了等の連絡・報告を行う。 ２　作業にあたっては、次の点について、特に注意する。 （１）標体内の作業は、２人以上での作業を基本とし、１人で作業は行わない。 また、換気を十分に行い、酸欠事故等が無いよう十分注意する。 （２）溶接作業にあたっては、感電事故等が無いよう十分注意する。
２－21撤　去　品	撤去品が発生した場合は、監督職員の確認を受け、「撤去品発生通知書」を提出する。 監督職員の指示により、引渡を要しないものは、関係法令に従い請負者の責任において適切に処理する。
２－22後片付け	完成に際しては、使用した施設の内外の後片付け及び清掃を行う。

２－23工 事 写 真

１　工事着工前から工事完成までの工事写真を施工の順序で撮影し、工事用アルバムに整理して監督職員に提出する。

２　工事写真は、「工事写真の撮り方」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるものとし、撮影用具としては、35㎜フィルムを使用するカメラ、APSカメラ、デジタルカメラ（80万画素以上）の何れかとする。

写真サイズ等については以下のとおりとする。

種類	サイズ	備考
フィルム・ＡＰＳ	サービス判	
デジタルカメラ	680×480	CD-R等メディア提出

２－24ＣＯＲＩＮＳ（工事実績情報の登録）

請負者は、請負金額が500万円以上の場合、受注時は契約後10日以内に、契約内容の変更は10日以内に、完成時は完成後10日以内に、それぞれ工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。

（なお、請負金額2,500万円未満の場合は、変更時及び完成時の登録は除く）

第三章　特記仕様

３－１資材整備（交換用標体等）の部

３－１－１　製作資材

以下の資材を製作する。

（１）太陽電池モジュール取付台（耐波浪用）（図番１参照）　３個

（２）頭標　円錐型（図番２参照）　１個

３－１－２　標体付属物等の整備・取付

交換用標体及び取付資機材について、次の整備を行う。

なお、数量等は別表－３工事標識一覧表のとおりとする。

（１）マンホール蓋整備

マンホール蓋のセンターボルトに注油し、円滑に回転するよう調整する。

（２）電線貫通金物整備

①支給する電線貫通金物は、分解清掃のうえ、パッキン（合成ゴム20A用）、帆布パッキン（20A用）、ワッシャー（SUS304 20A用）を交換する。

②使用しない電線貫通金物は支給する内蓋(SUS304)を取付ける。

（３）蓄電池

使用する蓄電池を事前に補充電する。

充電期間は５日を標準とし、充電結果を監督職員に報告する。

３－１－３　機器類取付

交換用標体に次の機器類の取付を行う。

なお、数量等は別表－３工事標識一覧表のとおりとする。

（１）ＬＥＤ浮標用灯器

ＬＥＤ浮標用灯器本体は、灯ろう台に堅固に取付ける。

（２）灯浮標用ソーラーシステム

①灯浮標用ソーラーシステム制御器は、浮体内部制御器取付板に堅固に取付ける。

②灯浮標用ソーラーシステム端子箱を灯ろう台に取付ける。

（３）太陽電池モジュール

①太陽電池モジュールは、太陽電池モジュール取付台にWナットで取付け、これを踊場手摺に堅固に取付ける。

②鳥除金物を取付ける。

（４）蓄電池

蓄電池を浮体内の電池収納箱内に設置する。

（５）頭標及び頭標取付金具

①頭標取付金具は、標体踊場へ堅固に取付ける。

②頭標は頭標取付金具に堅固に取付ける。

（６）レンズレフレクター

対象標識：鹿島港第二号灯浮標

踊場手摺部に取付座を使用し堅固に取付ける。

（７）レーダーレフレクター（６コーナー一体型）

対象標識：鹿島港第六号灯浮標

櫓部レーダーレフレクター取付座に堅固に取付ける。

（８）各機器間の配線は図番３～４による。

３－１－４

鉄鎖・三ツ目環及び水中接続具整備

監督職員が指示した鉄鎖、三ツ目環及び水中接続具を指示した場所に移動し、個別に標示板を取付け、標識毎にまとめておくものとする。

なお、標示板は、亜鉛鉄板60×100とし、標識名、品名、長さ等を記入する。

３－１－５

標体塗装

１　標体塗装（喫水下）

（１）交換用標体の喫水下部を表１に従って塗装し、その後喫水（目盛）線（図番５参照）を記入する。

（２）表１の塗回数、塗膜厚は、カナエ塗料㈱の「カナエポートＡ／Ｆクリーン#5000N-10」を使用した場合の数値。

（３）使用する塗料は、上記製品または同等品以上としカタログ、調合表等を監督職員に提出し承諾を得たものとする。

表１：塗装仕様

塗料	標体型式	塗装面積	塗回数	塗膜厚
加水分解防汚塗料	Ｌ－１（特）	２３㎡	３回	８５μm/回
	一般新	２５㎡		

※標体型式

Ｌ－１（特）・・・３３Ｓ０４

一般新　　・・・３３４３３

２　標体補修塗装（喫水上）

必要に応じて本体外装の補修塗装を実施する。

ケレン・塗色は、表２・３による。

表２：ケレン種別（スウェーデン規格（ＳＩＳ）の素地調整等級）

種別	施工方法	仕上り程度
第３種ケレンＡ	劣化塗膜、錆の部分を動力工具（ディスクサンダー等）で除去し、鉄肌を露出させた後、全面をパワーブラシ等で研磨する。	旧塗膜の活膜部は残す。SIS:St2

表３：塗料用標準色（2015年H版・日本塗料工業会制定）

色　名	色票番号	マンセル記号
赤	Ｈ０７－４０Ｘ	7.5R 4/14

３－２標体等交換の部

３－２－１
標体運搬

袖ケ浦浮標基地から鹿島港（往復）までは、トラック運搬にて移送する。

トラック運搬に際し、標体移送の際は、各部に装備品等の脱落しないよう、適切な措置を行うこと。

また、道路法・道路交通法及び道路運送車両法を遵守すること。

３－２－２
交換用標体等積込み

別表－３工事標識一覧表に基づき、監督職員が指示する標体・鉄鎖・沈錘等、設置資材を作業船に積込むものとする。

なお、標体移動の際は、各部に装備品が取り付けられているので丁寧に取り扱う。

また、作業船へ積込んだ標体に取付けた装備品は、再度各ボルトナットにゆるみの無いことを確認した後、回航中の動揺で移動又は転倒しないよう適切な措置をとる。

３－２－３
施工場所

施工場所は、位置図（図番６参照）のとおりとし、詳細な位置は１－３項による。

（作業区分は、別表－３工事標識一覧表を参照）

３－２－４
使用船舶

1　本工事に使用する作業船及び警戒船等の船舶並びに工具及び仮ブイ等の機材は、全て請負者が用意し、その能力等について監督職員の承諾を受ける。

2　本設置資材積込み終了後、交換する標識の海域へ回航し、以下の作業等を実施する。

３－２－５
測量等

1　設置位置測定のために、必要な機材（DGPS受信機、双眼鏡、海図、測深用レッド、仮ブイ等）を準備する。

2　上記機材を使用し、設置予定位置の水深を求め、監督職員に示し、その指示に従い設置位置を決定する。

なお、測定した位置の水深データは、報告書に整理して提出する。

設置位置は１－３項による。

３－２－６
既設標体等引揚げ

既設標体等引揚げは下記の手順により行う。

（１）既設標体から監督職員の指示する機器等を取外す。

（２）標体・水中接続具等を作業船により引揚げる。

（３）揚収する際、沈錘が海底から離れるまで急激な力を加えないよう注意する。

万一、引揚げ時に鉄鎖の絡み等異常を認めた場合には、引揚げを中止し監督職員の指示に従う。

（４）引揚げ標体等に異常が確認された場合は、監督職員に直ちに報告のうえ、必ず写真撮影を行い監督職員に提出する。

３－２－７
設標作業

灯浮標設置作業は下記の手順により行う。

（１）官給する標体・水中接続具・鉄鎖・沈錘を接続する。（各接続は図番７～８参照）

（２）水中接続具（接環）は接続後、監督職員の確認を受ける。

（３）３－２－５項による設置位置に、沈錘を碇置する。

（４）設置した位置の水深（３－２－５項の測深用レッドによる水深データ）、沈錘の碇置状況及び鉄鎖等に絡みのないことを確認し、監督職員に報告する。

３－２－８
動作試験

監督職員による状況確認を受けた後、制御器の電源を投入し各機器等が正常に動作することを確認する。

３－２－９
安全対策

全交換作業中は、通航船舶が作業船に接近しないよう警戒船等により警戒にあたるとともに、必要に応じて国際ＶＨＦ送受信機にて付近通航船舶及び関係部所へ通報する。

３－２－１０
引揚げ標体等積降ろし

引揚げ標体等を作業船に確実に固縛のうえ、鹿島港に回航し積降ろしを行う。

３－３引揚げ資材整備（引揚げ標体等）の部	
３－３－１ 引揚げ資材	引揚げた標体、鉄鎖等の引揚資材を監督職員指示のうえ、次項の整備を行う。 なお、撤去品に異常がある場合には、監督職員の指示に従うものとする。
３－３－２ 付属装置等の取り外し	引揚げ標体から、次の装置等を取外し、監督職員の指定した場所に保管する。 なお、鳥糞等の汚れが付着しているものについては、水洗い等により汚れを完全に除去する。 （１）接続線 （２）ＬＥＤ浮標用灯器 （３）灯浮標用ソーラーシステム制御器 （４）太陽電池モジュール（端子箱含む） （５）頭標及び頭標取付金具 （６）蓄電池 （７）その他監督職員が指示するもの
３－３－３ 貝類その他の処分	１　貝類その他の除去 標体外部（中心筒内部を含む）、鉄鎖、水中接続具、沈錘等に付着している貝類その他を除去する。 ２　貝類その他の処分 除去した貝類その他は、遅滞なく処分する。 なお、処分に際しては、関係法令等に従い処分する。
３－３－４ 鉄鎖、三ツ目環の整備	３－３－３項により処理した鉄鎖、三ツ目環は、袖ヶ浦浮標基地所定の場所に引伸ばして整列し、個別に標示板を取り付ける。 なお、標示板は、亜鉛鉄板60×100とし、標識名、品名、長さ等を記入する。
３－３－５ 転環・接環の整備	１　転環の整備 （１）３－３－３項の処理後、直ちに三ツ目環、鉄鎖等から取外し、

水洗いを行う。

（２）整備終了後、袖ヶ浦浮標基地所定の場所に保管する。

２　接環の整備

（１）３－３－３項の処理後、直ちに標体、三ツ目環、鉄鎖、沈錘等から取外し、水洗いを行い、コッター穴、スプリングに適量の防錆油を塗布して組み立てる。（接環組立図：図番９）。

（２）整備終了後、袖ヶ浦浮標基地所定の場所に保管する。

３－３－６
標体及び沈錘の定置

１　３－３－３項の処理後、監督職員の指示に従い、所定の場所に定置する。

２　定置に際しては、袖ヶ浦浮標基地保管の置台を使用し、標体が動かないようにする。

３－３－７
格納(保管)

陸揚資材整備後、すべて監督職員立会いのうえ、数量等を確認し、監督職員の指示する場所に保管する。

３－３－８
計　　測

３－３－４～５項により処理した鉄鎖、水中接続具の全てについて、図番１０～１１及び監督職員の指示する箇所を計測し、所定の用紙に記入のうえ完成図書として提出する。

３－３－９
処　　分

３－３－２・３－３－４～５項以外の取り外した物品については、請負者の責任において適切に処分する。

３－４そ　の　他

３－４－１
施設の貸与

１　本工事にあたり、袖ヶ浦浮標基地の施設を貸与する。

２　貸与する施設は、次のとおり。

なお、袖ヶ浦浮標基地の施設、機器等を使用する際は、別紙１貸与施設運用上の注意事項に従う。

（１）	２０トン走行ジブクレーン	１　基
（２）	フォークリフト	１　台
（３）	ウィンチ	１　台
（４）	作業用ホイスト	２　台
（５）	給水設備	１　式
（６）	監督職員が必要と認めたもの	

別紙１

貸与施設運用上の注意事項

１　適用範囲

浮標基地の貸与施設を運用するときは、この注意事項に従って安全に作業を実施する。

２　関係法令の遵守

貸与施設を使用するときは、特に下記関係法令を遵守し、火災・事故等の防止に努めなければならない。

（１）労働安全衛生法
（２）労働安全衛生法施行令
（３）労働安全衛生規則
（４）クレーン等安全規則
（５）浮標基地安全作業心得

３　有資格者

２０ｔ走行ジブクレーンを運転する者及びこれらに係わる玉掛作業を行う者、またはフォークリフトを運転する者は関係法令に定める有資格者とし、始業前に免許証等を監督職員に提示し確認を受ける。

４　慣熟運転

貸与施設を運転する者は、各施設の取扱説明書を確認し、その性能を十分把握するとともに、運転技能を慣熟しておく。

また、クレーン作業については、運転手１名、玉掛及び合図者１名、振止め者１名以上で作業する。

５　使用手続き・報告等

クレーン及びフォークリフトを使用する場合は、浮標基地所定の申込書により使用許可を受ける。

６　作業開始・終了の連絡・報告等

浮標基地において、作業を開始・終了する際には、毎日、以下の管理者あて、作業内容等の連絡及び報告を行う。

管理者　第三管区海上保安本部　交通部整備課
電　話　０４５-２１１－１１１８　内線（２６５７）

官給品一覧表

工事件名：　鹿島港第二号灯浮標ほか１基交換工事

品名または名称	規格等	単位	合計	官給場所	備考
標体(L－1特)		基	1	袖ヶ浦浮標基地	
標体(L－1)		基	1	〃	
鉄鎖(38mmH)		m	50.0	〃	
鉄鎖(32mmH)		m	37.5	〃	
水中接続具　三ツ目環(32mmH)		房	1	〃	
水中接続具　三ツ目環(30mmH)		房	1	〃	
水中接続具　転環(38mmH)		個	1	〃	
水中接続具　転環(32mmH)		個	1	〃	
水中接続具　接環(38mmH)		個	6	〃	
水中接続具　接環(32mmH)		個	6	〃	
沈錘(FC12t)		個	1	〃	
沈錘(RC8t)		個	1	〃	
頭標(円錐Ⅰ型)		個	1	〃	
頭標取付金具(1個用)		組	2	〃	
太陽電池モジュール(20W)		面	5	〃	
灯浮標用ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ制御器(標準型)		個	2	〃	
灯浮標用ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ端子箱		個	2	〃	
蓄電池(MSE150)		個	12	〃	
レンズレフレクター		個	3	〃	
レーダーレフレクター	6コーナー一体型	組	1	〃	
LED浮標用灯器	耐波浪Ⅱ型赤	個	1	茨城海上保安部	
LED浮標用灯器	Ⅱ型赤	個	1	〃	

別表-2

撤去品一覧表

工事件名：　鹿島港第二号灯浮標ほか１基交換工事

品名または名称	規格等	単位	合計	返納場所	備考
標体(L－1特)		基	1	袖ヶ浦浮標基地	
標体(L－1)		基	1	〃	
鉄鎖(38mmH)		m	50.0	〃	
鉄鎖(32mmH)		m	37.5	〃	
水中接続具　三ツ目環(32mmH)		房	1	〃	
水中接続具　三ツ目環(30mmH)		房	1	〃	
水中接続具　転環(38mmH)		個	1	〃	
水中接続具　転環(32mmH)		個	1	〃	
水中接続具　接環(38mmH)		個	6	〃	
水中接続具　接環(32mmH)		個	6	〃	
沈錘(FC12t)		個	1	〃	
沈錘(RC8t)		個	1	〃	
頭標(円錐Ⅰ型)		個	1	〃	
頭標取付金具(1個用)		組	2	〃	
太陽電池モジュール(20W)		面	5	〃	
灯浮標用ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ制御器(標準型)		個	2	〃	
灯浮標用ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ端子箱		個	2	〃	
蓄電池(MSE150)		個	12	〃	
レンズレフレクター		個	3	〃	
レーダーレフレクター	6コーナー一体型	組	1	〃	
LED浮標用灯器	耐波浪Ⅱ型赤	個	1	茨城海上保安部	
LED浮標用灯器	Ⅱ型赤	個	1	〃	

工 事 標 識 一 覧 表

工事件名： 鹿島港第二号灯浮標ほか１基交換工事

標識名： 鹿島港第二号灯浮標　水深： 24.0 m　潮流： 1.0 kt　底質： 砂　塗色： 赤　灯質： Fl R 3s

作業区分	標体型式	標体番号	鉄線	水中接続具			沈錘	灯具	太陽電池モジュール	灯浮標用ソーラーシステム制御器	灯浮標用ソーラーシステム端子箱	蓄電池	接続線		頭標	
				三ツ目環	転環	接環							2PNCT 2mm²×2C 圧着端子付【10m】	2PNCT 5.5mm²×1C 圧着端子付【3m】	円錐型	頭標取付金具1個用
			38mmH	32mmH×14m	38mmH	38mmH	FC12t	LED浮標用灯器耐波浪Ⅱ型赤	20W	標準型		MSE150				
設置	L－1（特）	33S04	50.0m	1所	1個	6個	1個	1個	3面	1個	1個	6個	【調達】2本	【調達】2本	【製作】1個	1組
引揚	L－1（特）	33S05	50.0m	1所	1個	6個	1個	1個	3面	1個	1個	6個				1組

レンズレフレクター	鳥除金物		電線貫通金物		太陽電池モジュール取付台（耐波浪用）	施図番号
	太陽電池モジュール用ピラミッド型	頭標取付金具用鳥除金物	SUS304 20A	20A 内塗付		
3個	3個	1組	2個	1個	【製作】3個	W1049 W1050
3個	3個	1組	2個	1個	3個	

標識名： 鹿島港第六号灯浮標　水深： 20.0 m　潮流： 0.5 kt　底質： 砂　塗色： 赤　灯質： Fl(2)R 6s

作業区分	標体型式	標体番号	鉄線	水中接続具			沈錘	灯具	太陽電池モジュール	灯浮標用ソーラーシステム制御器	灯浮標用ソーラーシステム端子箱	蓄電池	接続線		頭標	
				三ツ目環	転環	接環							2PNCT 2mm²×2C 圧着端子付【10m】	2PNCT 5.5mm²×1C 圧着端子付【3m】	円錐Ⅰ型	頭標取付金具1個用
			32mmH	30mmH×14m	32mmH	32mmH	RC8t	LED浮標用灯器Ⅱ型赤	20W	標準型		MSE150				
設置	L－1	33433	37.5m	1所	1個	6個	1個	1個	2面	1個	1個	6個	【調達】2本	【調達】2本	1個	1組
引揚	L－1	33422	37.5m	1所	1個	6個	1個	1個	2面	1個	1個	6個			1個	1組

レーダーレフレクター	鳥除金物		電線貫通金物		太陽電池モジュール取付台	施図番号
	太陽電池モジュール用ピラミッド型	頭標取付金具用鳥除金物	SUS304 20A	20A 内塗付		
5コーナー一体型						
1組	2個	1組	2個	2個	2個	W1049 W1050
1組	2個	1組	2個	1個	2個	

鹿島港第二号灯浮標
ほか１基交換工事

資材整備（交換用標体等）の部

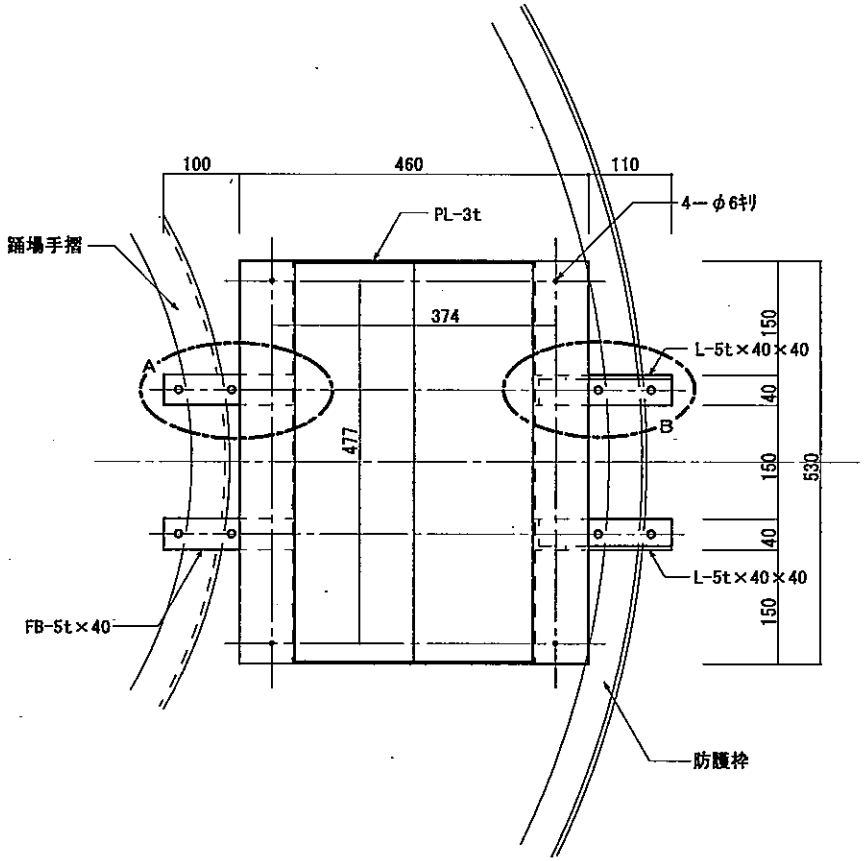

波返し平面図 S=1/10

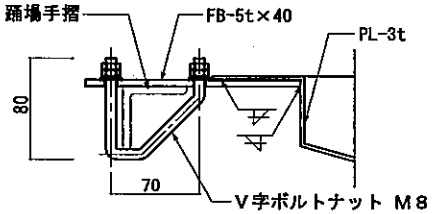

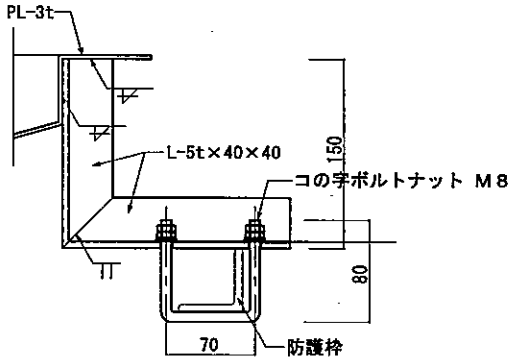

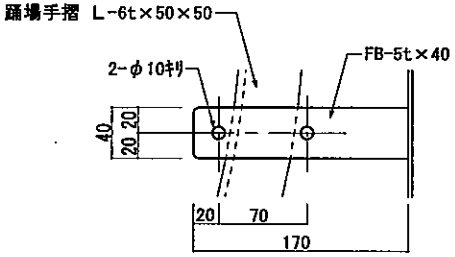

A部詳細図 S=1/6

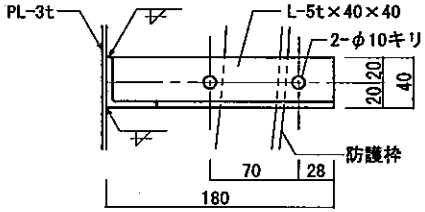

B部詳細図 S=1/6

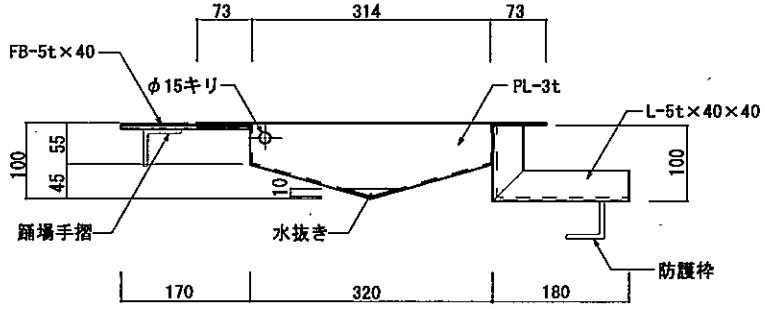

波返し側面図 S=1/10

製作数量	3個

※使用する材料はすべてSUS304とする。
無塗装とする。

平成２７年度	工事名称 鹿島港第二号灯浮標ほか１基交換工事	葉数 11	番号 1	区分 資材整備（交換用標体等）の部	図名 太陽電池モジュール取付台（耐波浪用）	縮尺 図示	原図サイズ A4	第三管区海上保安本部 交通部	平成27年5月	設計 田中

製作数量	1個

材質は、一般構造用鋼材(SS400)とする。

仕上げ塗装は、変性エポキシ塗料２回塗り、アクリル樹脂系塗料２回塗りとする。

塗色は、赤色(色票番号※：H07×40X　ﾏﾝｾﾙ値:7.5R4/14)とする。

※：色票番号は、2015年塗料用標準色見本帳F版((社)日本塗料工業会)による。

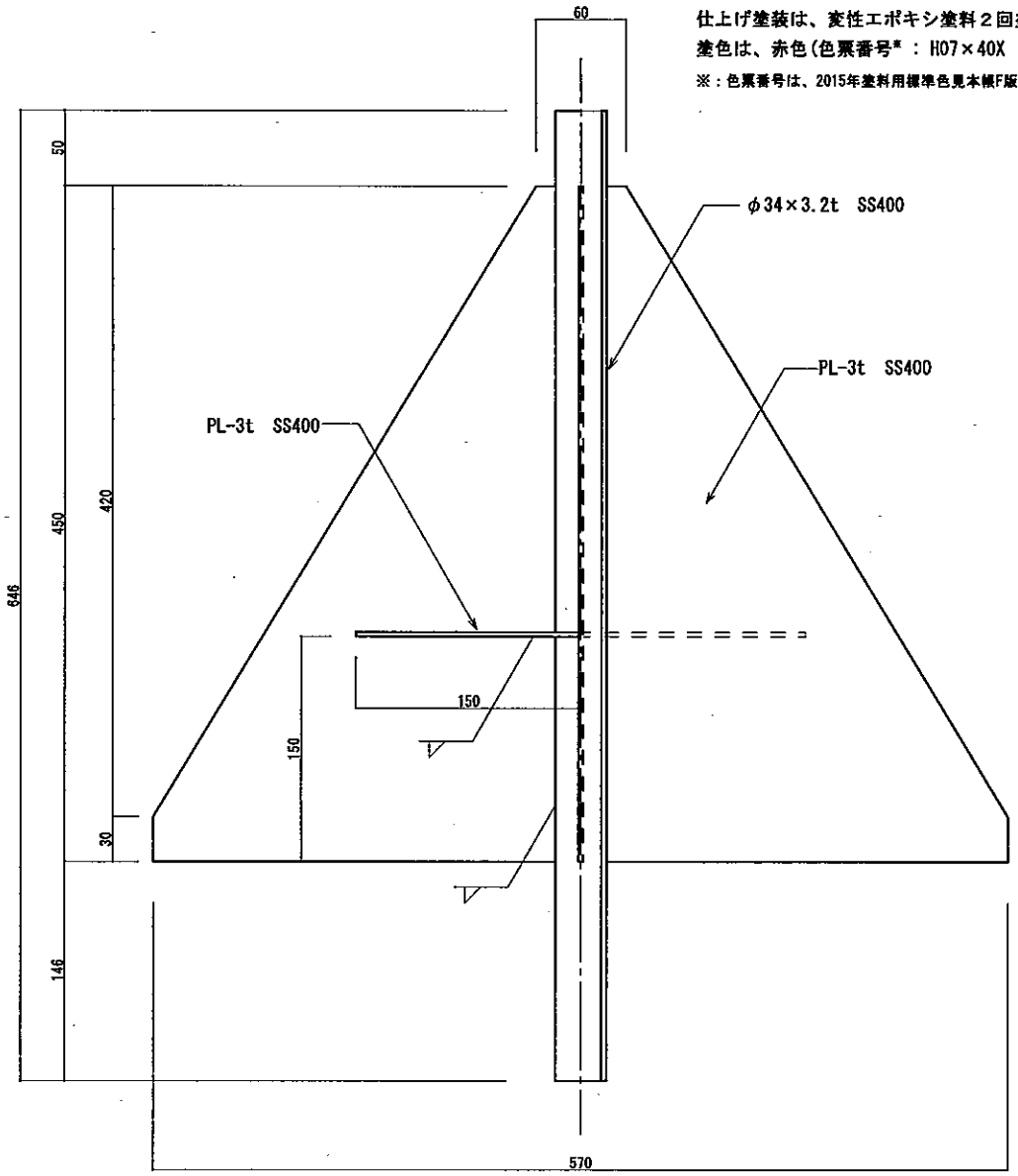

側面図　断面図

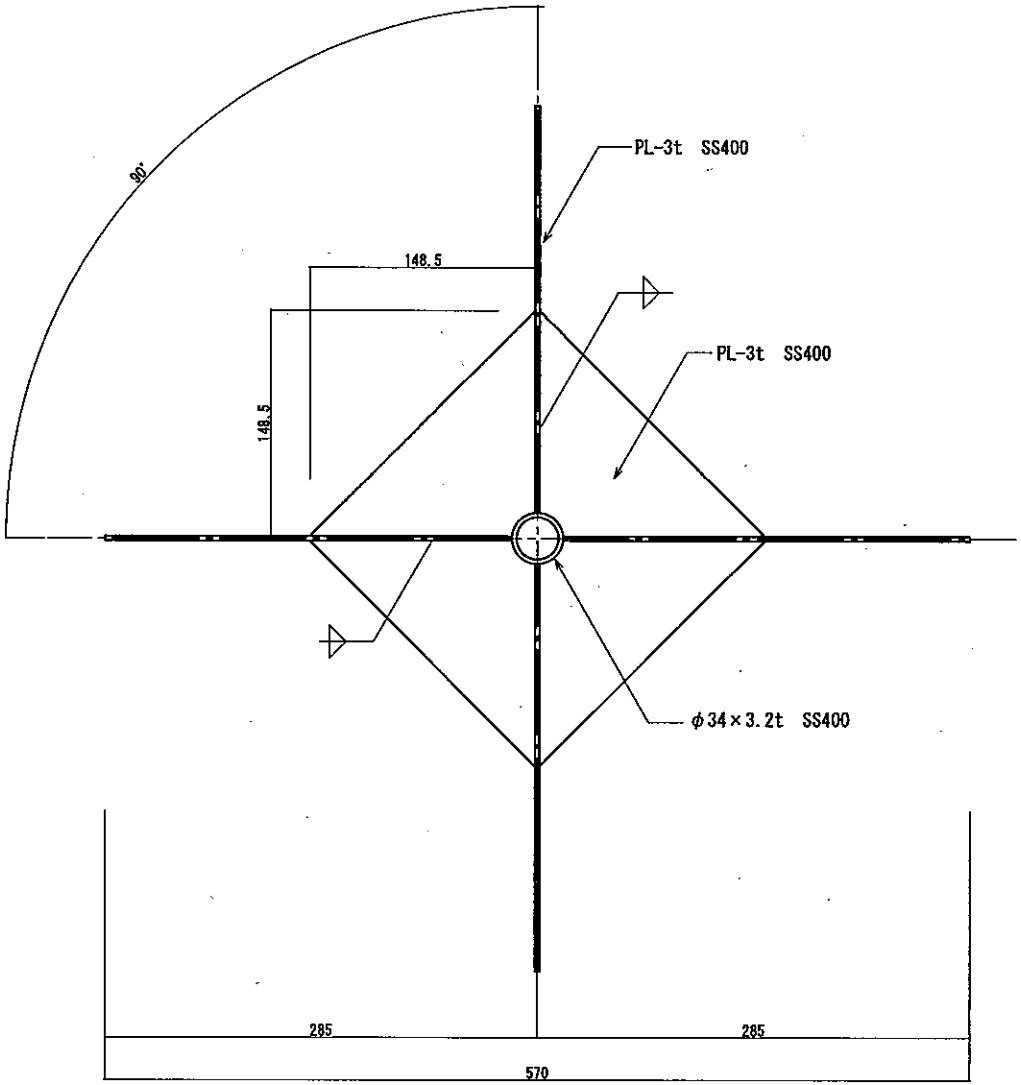

平面図

平成２７年度	工事名称 鹿島港第二号灯浮標ほか１基交換工事	葉数 11	番号 2	区分 資材整備（交換用標体等）の部	図名 頭標　円錐型	縮尺 S=1/5	原図ｻｲｽﾞ A4	第三管区海上保安本部 交通部	平成27年5月	設計 田中

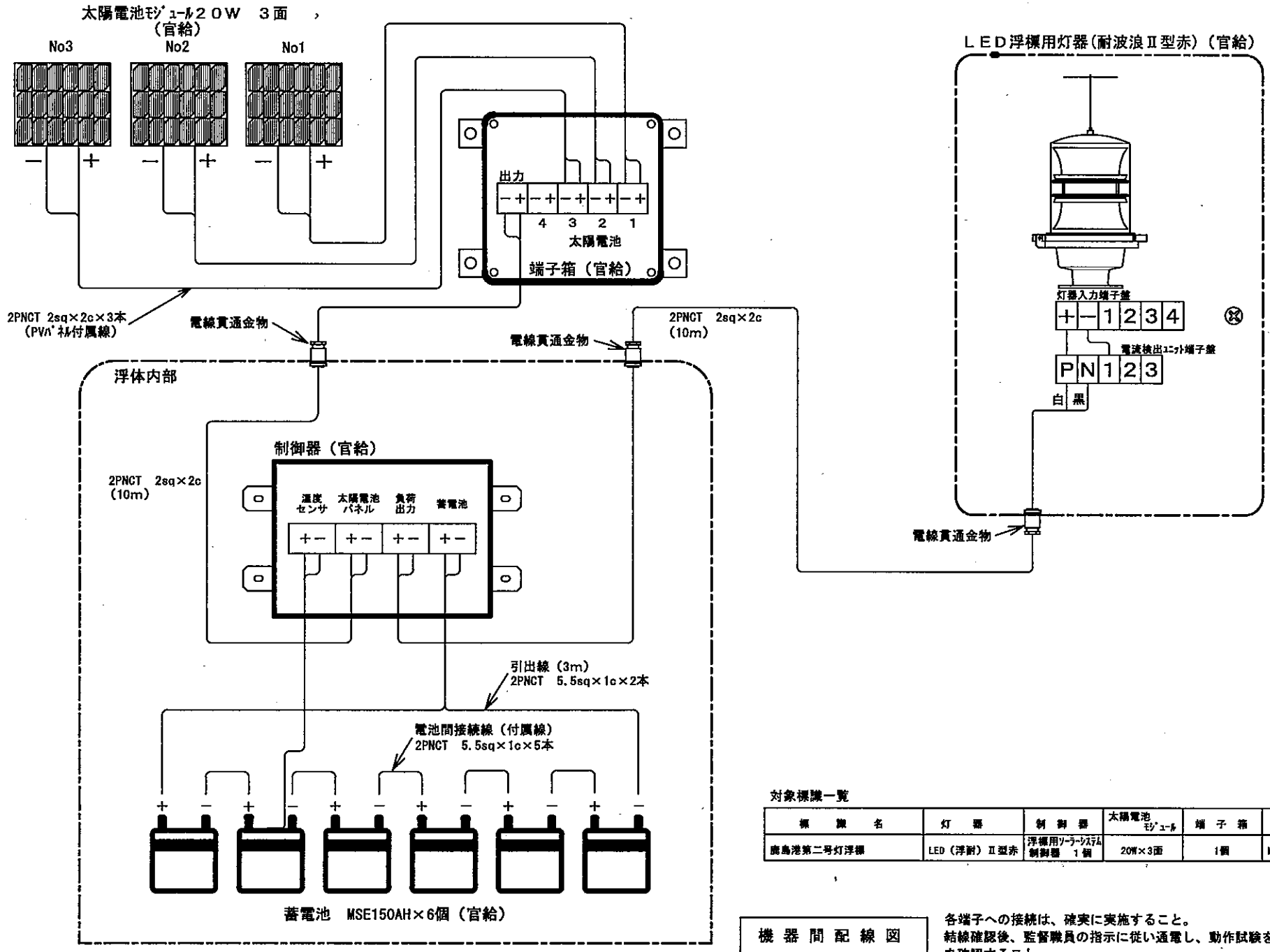

対象標識一覧

標識名	灯器	制御器	太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙ	端子箱	蓄電池	その他機器
鹿島港第二号灯浮標	LED（浮耐）Ⅱ型赤	浮標用ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ制御器 1個	20W×3面	1個	MSE150×6個	

機器間配線図

各端子への接続は、確実に実施すること。
結線確認後、監督職員の指示に従い通電し、動作試験を実施し正常に機能することを確認すること。

平成２７年度	工事名称 鹿島港第二号灯浮標ほか１基交換工事	葉数 11	番号 3	区分 資材整備（交換用機体等）の部	図名 配線図（鹿島港第二号灯浮標）	縮尺 No Scale	原図ｻｲｽﾞ A4	第三管区海上保安本部 交通部	平成27年5月	設計 田中

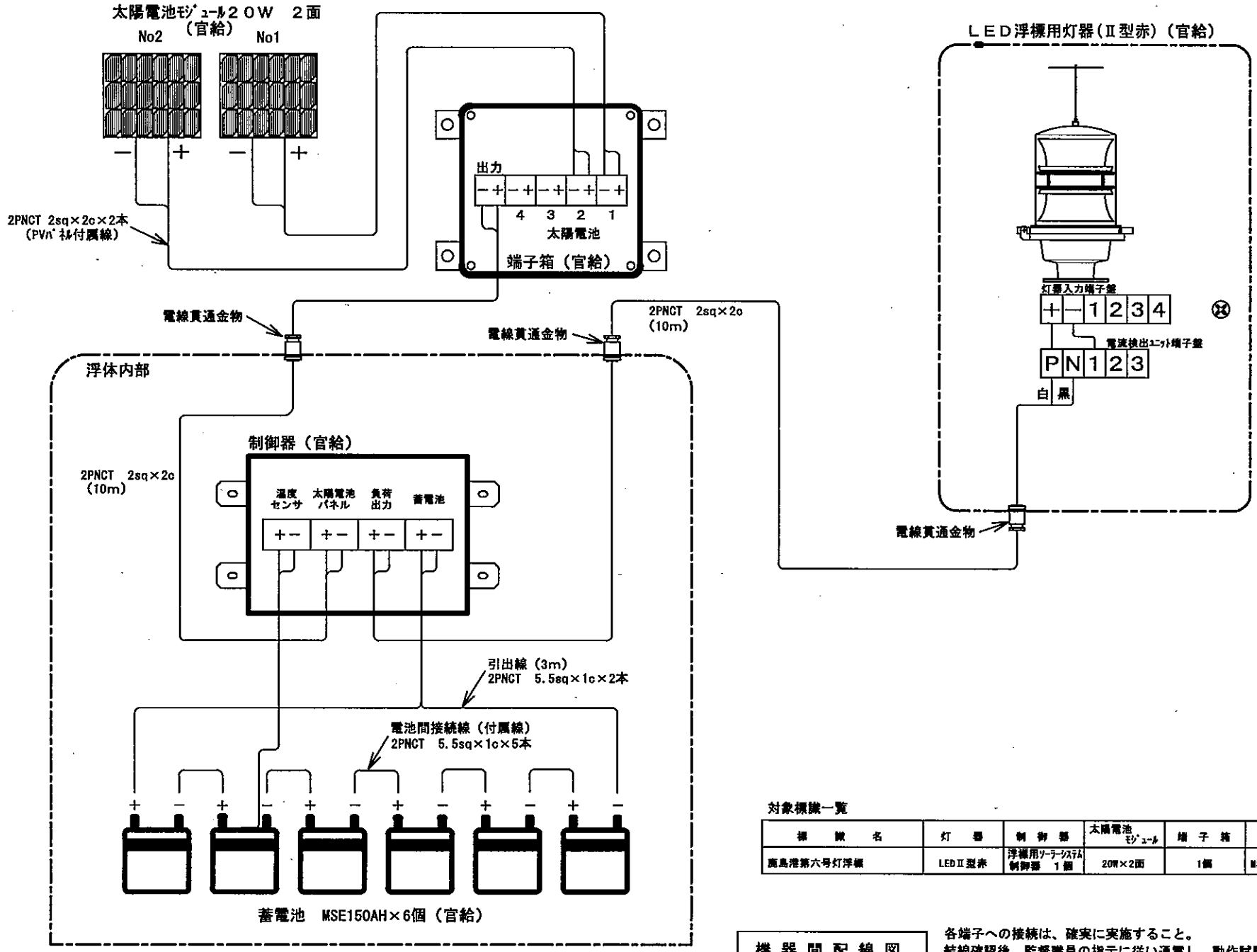

対象標識一覧

標識名	灯器	制御器	太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙ	端子箱	蓄電池	その他機器
鹿島港第六号灯浮標	LEDⅡ型赤	浮標用ｿｰﾗｰｼｽﾃﾑ制御器 1個	20W×2面	1個	MSE150×6個	

機器間配線図

各端子への接続は、確実に実施すること。
結線確認後、監督職員の指示に従い通電し、動作試験を実施し正常に機能すること
を確認すること。

平成２７年度	工事名称 鹿島港第二号灯浮標ほか１基交換工事	葉数 11	番号 4	区分 資材整備（交換用標体等）の部	図名 配線図（鹿島港第六号灯浮標）	縮尺 No Scale	原図ｻｲｽﾞ A4	第三管区海上保安本部 交通部	平成27年5月	設計 田中

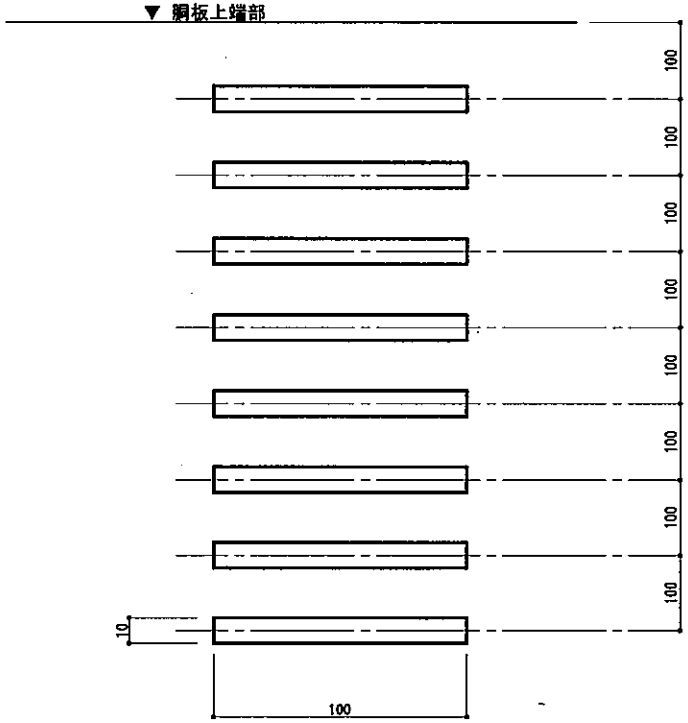

喫 水 線 記 入 図

喫水線(目盛)記入要領

記入位置・寸法は、次のとおりとする。

- 標体胴板上端から下方100mmより100mm毎に幅100mmの横帯を8本記入する。
- 記入箇所は2箇所とし、位置は監督職員の指示による。

喫水線の塗色は、次のとおりとする。

- 標体塗色が赤、緑、黒色の場合、白色とする。
- 標体塗色が赤白縦縞、黄色の場合、黒色とする。

平成２７年度	工事名称 鹿島港第二号灯浮標ほか１基交換工事	葉数 11	番号 5	区分 資材整備（交換用標体等）の部	図名 喫水線(目盛)記入要領	縮尺 No Scale	原図ｻｲｽﾞ A4	第三管区海上保安本部 交通部	平成27年5月	設計 田中

鹿島港第二号灯浮標
ほか１基交換工事

標体等交換の部

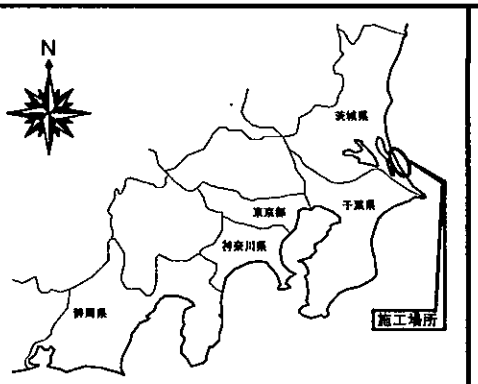

位　置　図

施工場所
- 資材整備
  - 袖ヶ浦浮標基地
- 交換工事
  - 鹿島港第二号灯浮標
  - 鹿島港第六号灯浮標

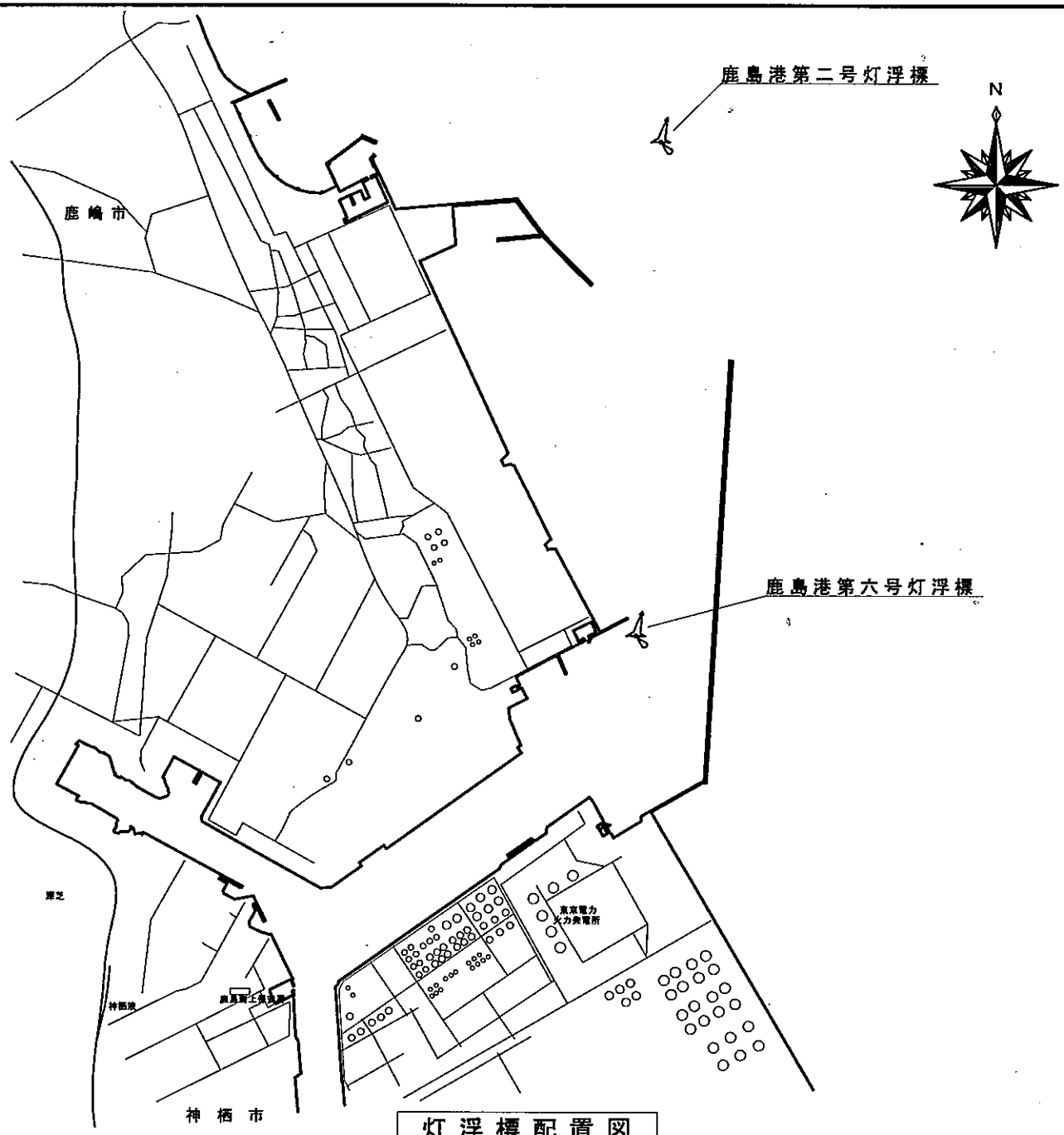

灯浮標配置図

平成２７年度	工事名称 鹿島港第二号灯浮標ほか１基交換工事	葉数 １１	番号 6	区分 標体等交換の部	図名 位置図・灯浮標配置図	縮尺 No Scale	原図サイズ A4	第三管区海上保安本部 交通部	平成27年5月	設計 田中

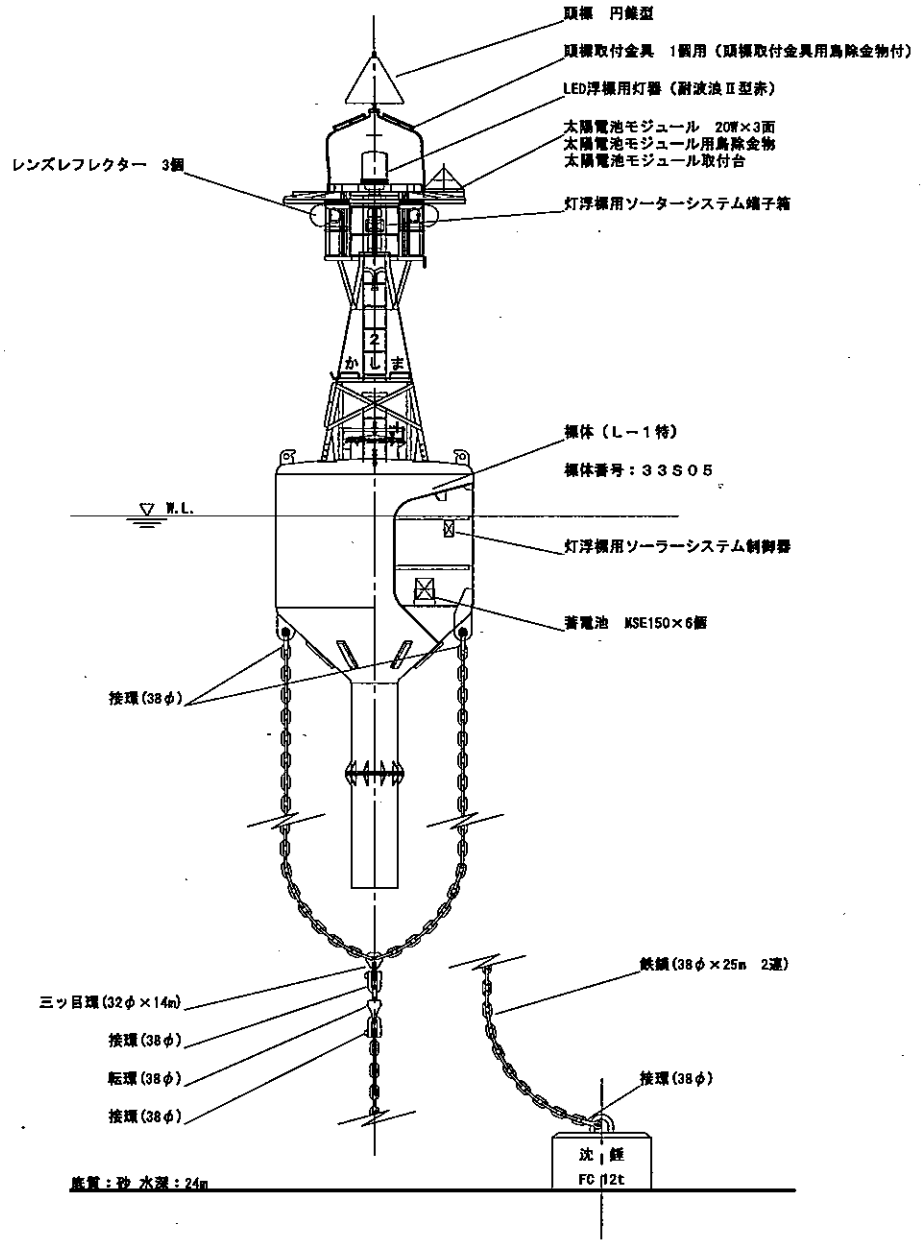

引き揚げ標体

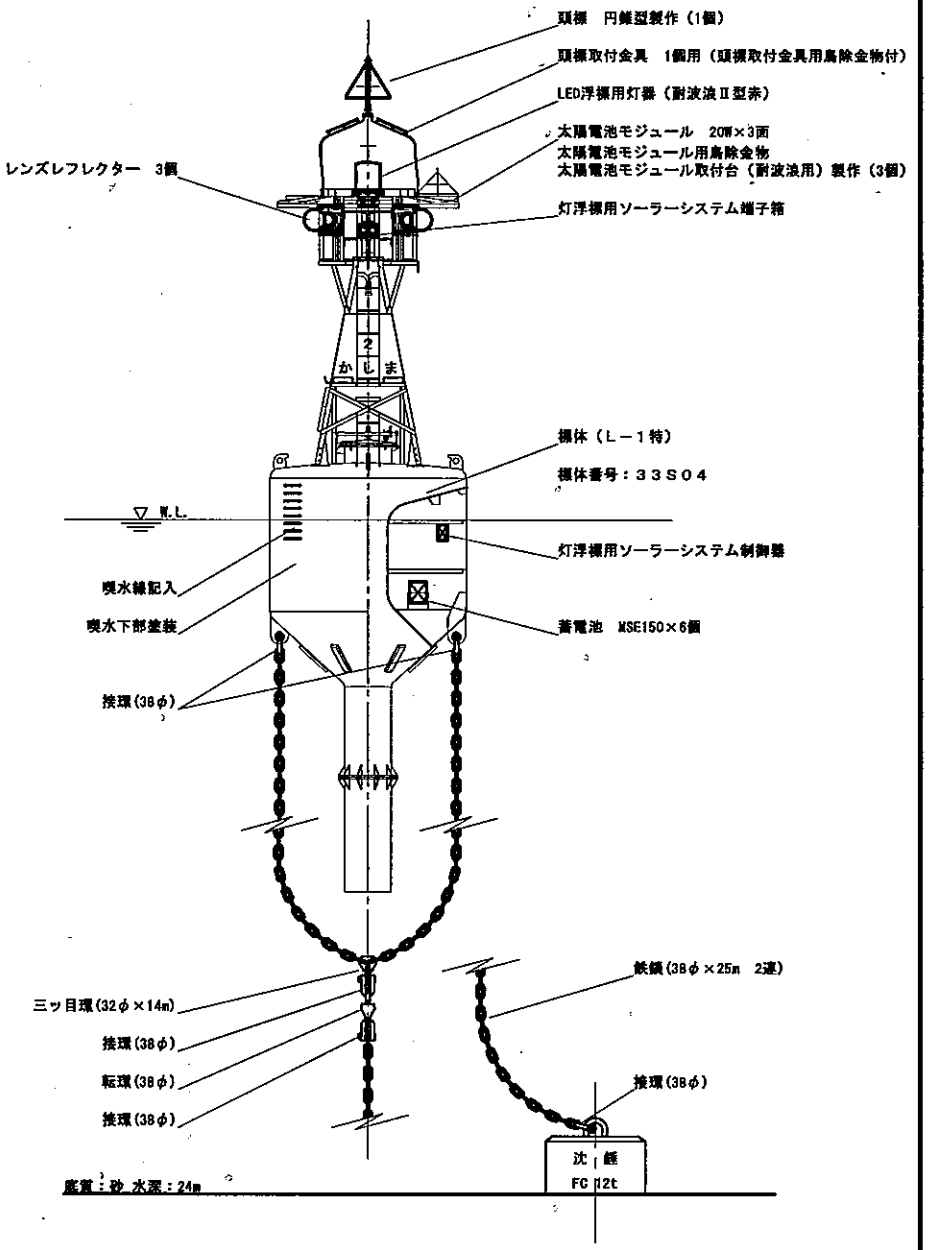

設置標体

鹿島港第二号灯浮標姿図

平成２７年度	工事名称 鹿島港第二号灯浮標ほか１基交換工事	葉数 11	番号 7	区分 標体等交換の部	図名 姿図 （鹿島港第二号灯浮標）	縮尺 No Scale	原図サイズ A4	第三管区海上保安本部 交通部	平成27年5月	設計 田中

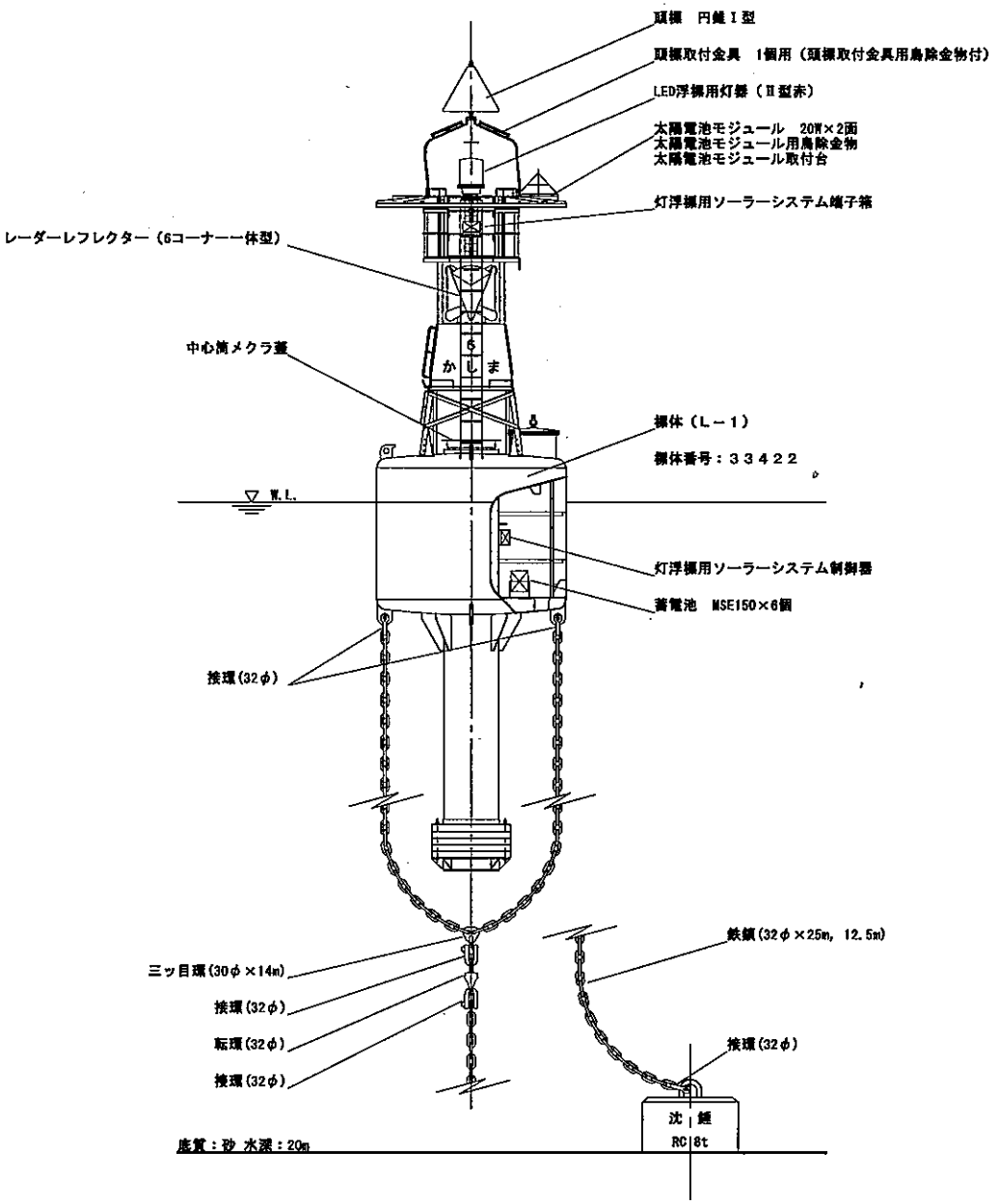

引き揚げ標体

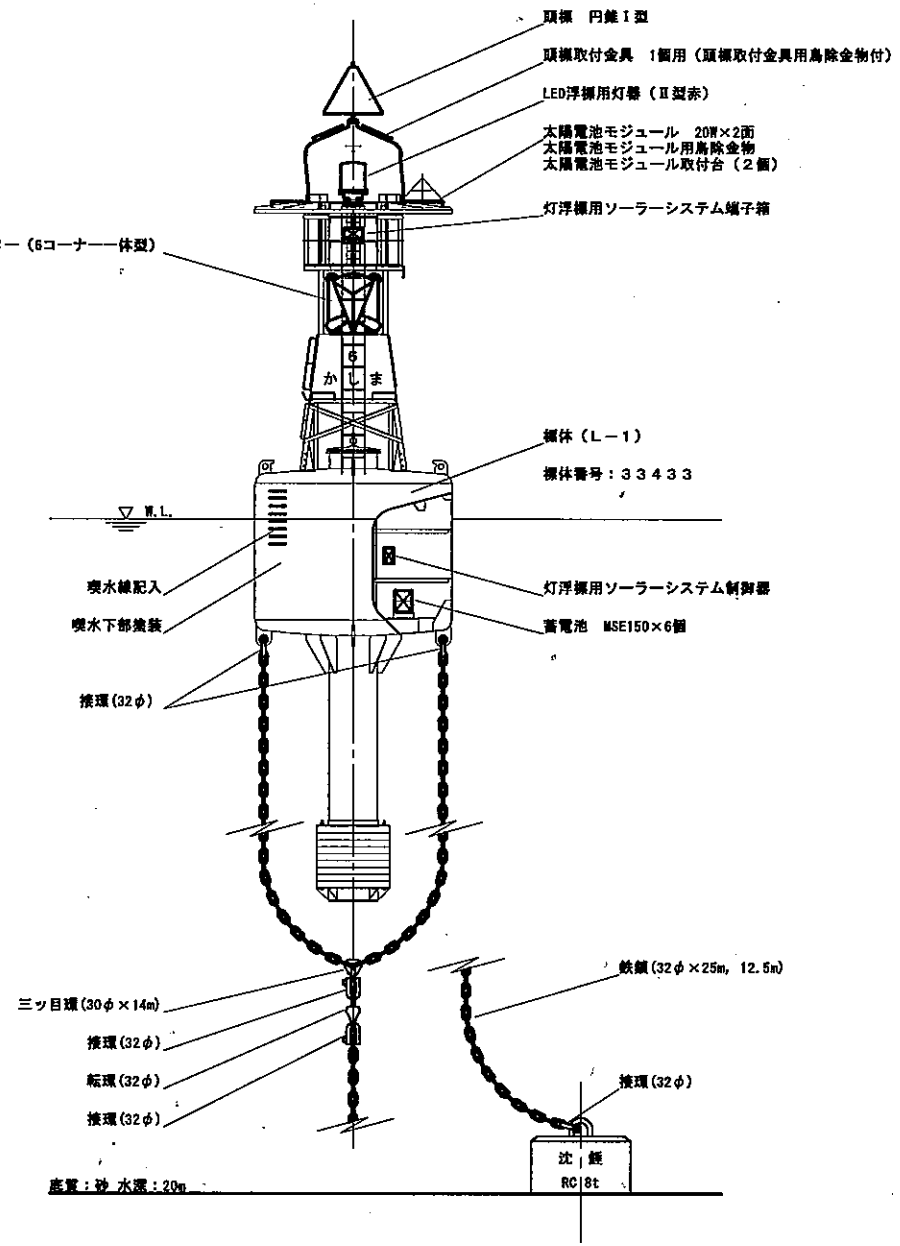

設置標体

鹿島港第六号灯浮標姿図

平成２７年度	工事名称 鹿島港第二号灯浮標ほか１基交換工事	葉数 11	番号 8	区分 標体等交換の部	図名 姿図（鹿島港第六号灯浮標）	縮尺 No Scale	原図ｻｲｽﾞ A4	第三管区海上保安本部 交通部	平成27年5月	設計 田中

鹿島港第二号灯浮標
ほか１基交換工事

資材整備（引揚げ標体等）の部

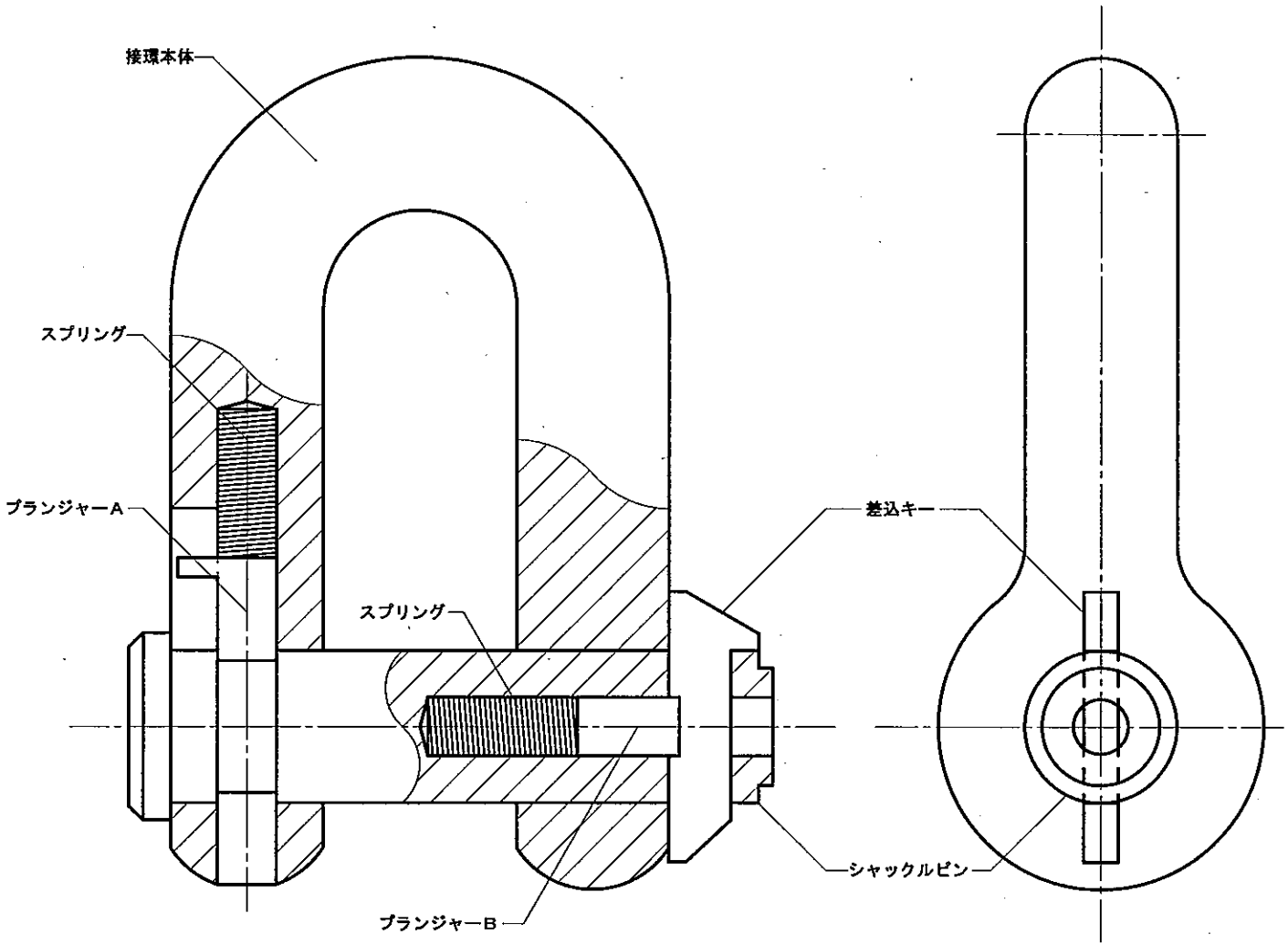

接 環 組 立 ・ 接 続 図

平成２７年度	工事名称 鹿島港第二号灯浮標ほか１基交換工事	葉数 11	番号 9.	区分 資材整備（引揚げ、標体等）の部	図名 接環組立・接続図	縮尺 No Scale	原図サイズ A4	第三管区海上保安本部 交通部	平成27年5月	設計 田中

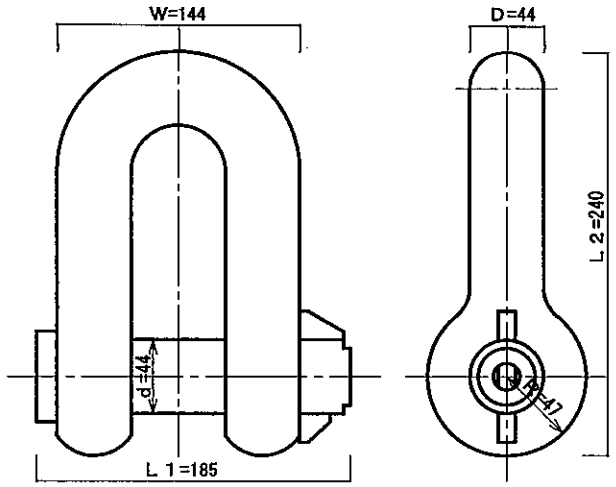

接環（32mmH）

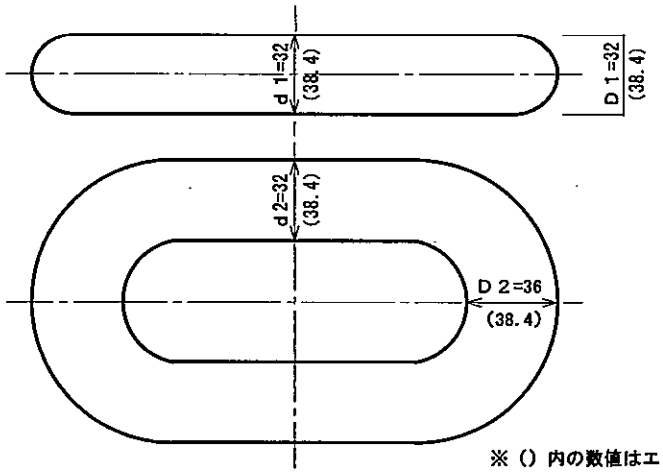

※（）内の数値はエンドリンク

鉄鎖（32mmH）コモンリンク

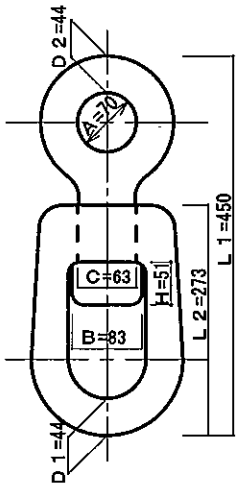

転環（32mmH）

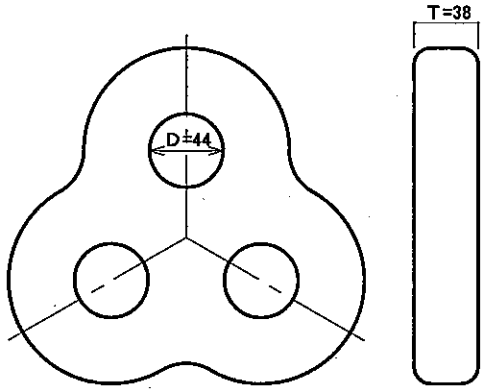

三ツ目環（30mmH×14m）

係 留 具 計 測 箇 所

平成２７年度	工事名称 鹿島港第二号灯浮標ほか１基交換工事	葉数 １１	番号 １０	区分 資材整備（引揚げ機体等）の部	図名 係留具計測箇所	縮尺 No Scale	原図ｻｲｽﾞ A4	第三管区海上保安本部 交通部	平成27年5月	設計 田中

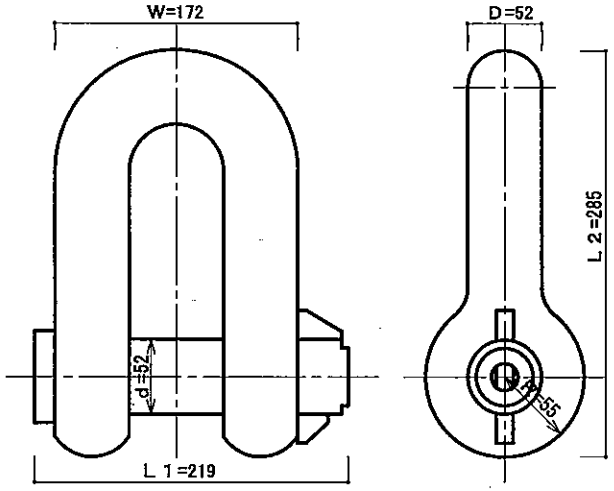

接環（38mmH）

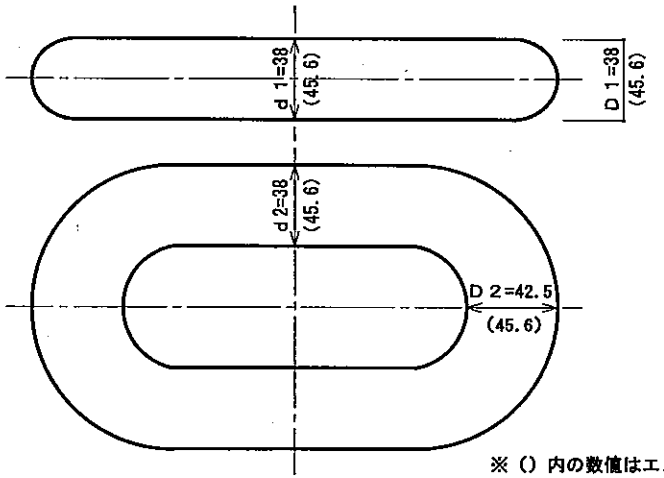

※（）内の数値はエンドリンク

鉄鎖（38mmH）コモンリンク

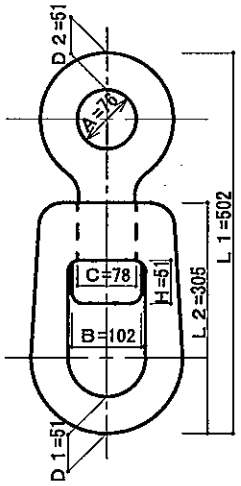

転環（38mmH）

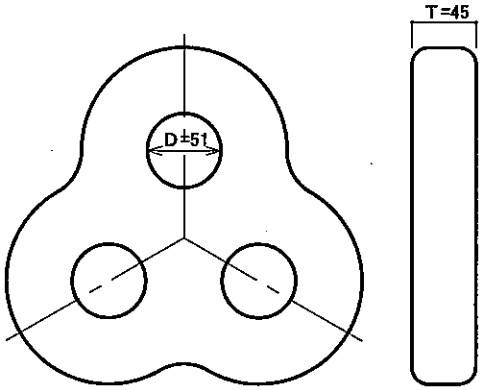

三ツ目環（32mmH×14m）

係 留 具 計 測 箇 所

平成２７年度	工事名称 鹿島港第二号灯浮標ほか１基交換工事	葉数 １１	番号 １１	区分 資材整備（引揚げ標体等）の部	図名 係留具計測箇所	縮尺 No Scale	原図ｻｲｽﾞ A4	第三管区海上保安本部 交通部	平成27年5月	設計 田中